

# 人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。  
また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。  
本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。  
1年ごとご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。  
まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。



安心して暮らしていく  
ために家族そろって  
保障を充実

- 自分に万一のとき、妻子の生活費や住居費、こどもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



母親のことも考えて  
保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万一のときに母親にのこせる保障を、と考えた。

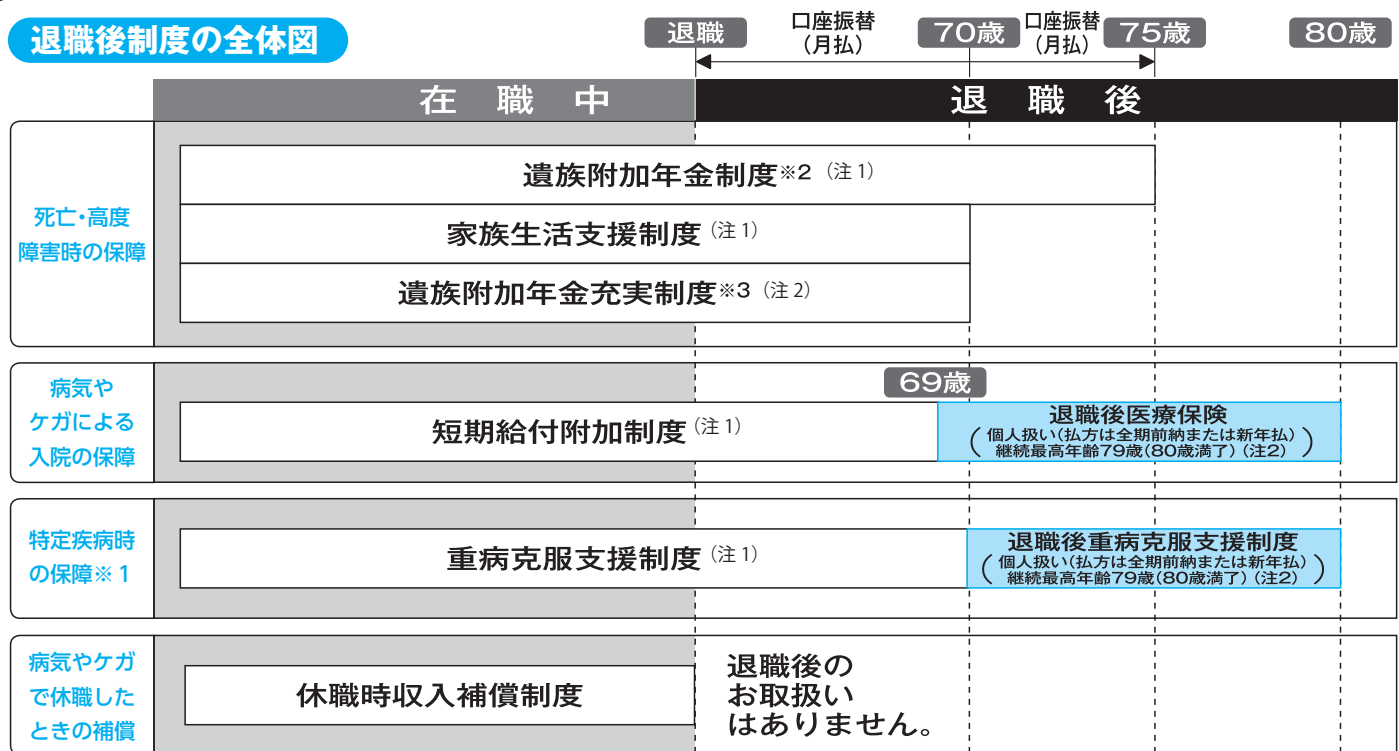
| ご加入いただける方                                                                                                                                           |                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本人                                                                                                                                                  | 配偶者                                                                                                                                     |
| <div><div>死亡<br/>高度障害</div><div></div><div><b>遺族附加年金制度</b><br/>年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】</div></div>                                          | 沖縄県市町村職員共済組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は75歳6カ月までの方）                                                                                    |
| [年齢は令和4年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]                                                                                                 |                                                                                                                                         |
| <div><div>死亡<br/>高度障害</div><div></div><div><b>家族生活支援制度</b><br/>年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】</div></div>                                                     | 沖縄県市町村職員共済組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）<br>※遺族附加年金制度への加入が必要です。                                                             |
| [年齢は令和4年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]                                                                                                 |                                                                                                                                         |
| <div><div>入院</div><div></div><div><b>短期給付附加制度</b><br/>家族特約付短期入院特約付手術給付特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】<br/>責任開始期(加入日)：令和4年3月1日(火)</div></div>                   | 沖縄県市町村職員共済組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は69歳6カ月までの方）<br>※遺族附加年金制度への加入が必要です。<br>※こどももご加入いただけます(22歳6カ月までの方)                               |
| [年齢は令和4年3月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]                                                                                             |                                                                                                                                         |
| <div><div>死亡<br/>高度障害</div><div></div><div><b>遺族附加年金充実制度</b><br/>リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付<br/>集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】</div></div>                        | 沖縄県市町村職員共済組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方<br>※遺族附加年金制度への加入が必要です。                                                                            |
| [年齢は令和4年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]                                                                                                 |                                                                                                                                         |
| <div><div>特定疾病等</div><div></div><div><b>重病克服支援制度</b><br/>7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、<br/>代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】</div></div> | 沖縄県市町村職員共済組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方（継続は70歳6カ月までの方）<br>※遺族附加年金制度への加入が必要です。                                                             |
| [年齢は令和4年3月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]                                                                                                 |                                                                                                                                         |
| <div><div>長期休職</div><div></div><div><b>休職時収入補償制度</b><br/>精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】</div></div>                                             | 遺族附加年金制度に加入している(今回加入する場合を含みます)沖縄県市町村職員共済組合の組合員で、令和4年3月1日現在満15歳以上満64歳以下の方 ※保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。<br>[年齢は令和4年3月1日現在の満年齢です。] |
| (ご加入いただけません)                                                                                                                                        |                                                                                                                                         |

## 【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

# 退職後のお取扱い

## 退職後制度の全体図



※1 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加している場合は、7大疾病、悪性新生物(がん)・上皮内新生物も保障対象になります。  
 ※2 遺族附加年金制度の配偶者の継続最高年齢は70歳です。  
 ※3 ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。  
 ※令和4年3月末退職予定の組合員で、退職後の制度に加入希望される組合員は、各所属の担当課もしくは、共済組合保健課までお申し出ください。  
 ※退職後の個人扱い制度については、加入希望者へ別途配付されるパンフレットをご確認ください。  
 ※団体扱い継続満了後に個人扱いの退職後医療保険、退職後重病克服支援制度へ加入を希望される場合は引受会社：明治安田生命(098-863-6356)までお申し出ください。  
 ※上記の保険商品(個人扱い)について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。  
 ※年齢は保険年齢です。※遺族附加年金制度は75歳まで更新可能で76歳満了です(但し、配偶者は70歳まで更新可能で71歳満了です)。  
 ※家族生活支援制度、重病克服支援制度は70歳まで更新可能で71歳満了です。  
 ※遺族附加年金充実制度、短期給付附加制度は69歳まで更新可能で70歳満了です。  
 (注1) ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 (注2) ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

## 給付状況

加入組合員の保険料を財源として給付をしています。  
 組合員の「ゆいまー精神」に支えられた助け合いの制度です！

### 遺族附加年金制度 (平成5年3月1日発足)

【給付事由：死亡・高度障害】

|                   | 給付件数 |      | 給付金額      |
|-------------------|------|------|-----------|
|                   | 本人   | 配偶者  |           |
| 平成5年3月1日～令和2年2月末日 | 385件 | 121件 | 約 65.5 億円 |
| 令和2年3月1日～令和3年2月末日 | 17件  | 2件   | 約 4.2 億円  |
| 累 計               | 402件 | 123件 | 約 69.7 億円 |

### 遺族附加年金充実制度 (平成14年3月1日発足)

【給付事由：死亡・高度障害】

|                    | 給付件数 |     | 給付金額        |
|--------------------|------|-----|-------------|
|                    | 本人   | 配偶者 |             |
| 平成14年3月1日～令和2年2月末日 | 153件 | 39件 | 約 44,140 万円 |
| 令和2年3月1日～令和3年2月末日  | 10件  | 2件  | 約 2,400 万円  |
| 累 計                | 163件 | 41件 | 約 46,540 万円 |

### 家族生活支援制度 (平成15年3月1日制度改定)

【給付事由：死亡・高度障害】

|                              | 給付件数 |   | 給付金額         |
|------------------------------|------|---|--------------|
|                              | 本人   |   |              |
| 平成 15 年 3 月 1 日～令和 2 年 2 月末日 | 84   | 件 | 約 85,000 万円  |
| 令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月末日  | 12   | 件 | 約 19,000 万円  |
| 累 計                          | 96   | 件 | 約 104,000 万円 |

### 退職時収入補償制度 (平成19年3月1日発足)

【給付事由：病気・ケガによる91日以上長期休職】

|                              | 給付件数 |   | 給付金額        |
|------------------------------|------|---|-------------|
|                              | 本人   |   |             |
| 平成 19 年 3 月 1 日～令和 2 年 2 月末日 | 210  | 件 | 約 9,503 万円  |
| 令和 2 年 3 月 1 日～令和 3 年 2 月末日  | 41   | 件 | 約 2,494 万円  |
| 累 計                          | 251  | 件 | 約 11,997 万円 |

### 重病克服支援制度 (平成12年3月1日発足)

【給付事由：所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、または死亡・所定の高度障害】(主契約)

|                    | 給付件数 |      | 給付金額         |
|--------------------|------|------|--------------|
|                    | 本人   | 配偶者  |              |
| 平成12年3月1日～令和2年2月末日 | 512件 | 214件 | 約 160,820 万円 |
| 令和2年3月1日～令和3年2月末日  | 28件  | 11件  | 約 9,280 万円   |
| 累 計                | 540件 | 225件 | 約 170,100 万円 |

### 短期給付附加制度 (平成23年3月1日発足)

【給付事由：病気やケガによる入院や手術】

|                    | 給付件数   |      |      | 給付金額        |
|--------------------|--------|------|------|-------------|
|                    | 本人     | 配偶者  | 子ども  |             |
| 平成23年3月1日～令和2年2月末日 | 2,072件 | 533件 | 338件 | 約 12,611 万円 |
| 令和2年3月1日～令和3年2月末日  | 349件   | 79件  | 26件  | 約 2,020 万円  |
| 累 計                | 2,421件 | 612件 | 364件 | 約 14,631 万円 |

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複しては支払われません。